

県南広域振興局長告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成22年9月21日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一関北上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市水沢区羽田町字北鶉ノ木29番3地先から字下小谷木61番1地先まで	新	A 30.3~16.2 m	m 197.0
		B 25.0~12.1	228.2
	旧	A 30.3~16.2	197.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部
- (2) 期間 平成22年9月21日から同年10月21日まで